

「しまね産学官人材育成コンソーシアム」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「しまね産学官人材育成コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(参加団体)

第2条 コンソーシアムは、しまね産学官人材育成コンソーシアムに関する包括協定を締結した別表に掲げる団体(以下「参加団体」という。)により構成する。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、島根県内において、産学官の連携の下、地域を支え、イノベーション創出など地域で活躍する若者の人材育成と県内定着を目的とした取組を進めるものとする。

(事項)

第4条 コンソーシアムでは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 地域社会のビジョン、地域の現状・課題及び地域で高等教育が果たす役割の共有と理解
- (2) 学生と企業との交流会等を通じた、地元企業を広く知る機会の創出
- (3) 企業等と連携した教育プログラムの開発・実施
- (4) インターンシップ等や受入企業向け研修の実施
- (5) 県内高校と県内大学の連携推進
- (6) その他目的の達成のために必要な事項

第2章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第5条 コンソーシアムに運営協議会を置く。

2 委員は、参加団体の代表者をもって充てる。

(役員)

第6条 運営協議会に次の役員を置く。

- (1) 共同代表 2名
 - (2) 副代表 4名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、運営協議会で決定する。
- 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任

期間とする。また、コンソーシアムに関する包括協定の有効期間が満了する場合には、有効期間満了日までを任期とする。

(役員職務)

第7条 共同代表は、コンソーシアムを代表する。

- 2 共同代表のうち、1名を筆頭代表とし、運営協議会で決定する。筆頭代表は、運営協議会を招集し、議長を務める。
- 3 筆頭代表とならない共同代表は、コンソーシアムの業務を統括する。
- 4 副代表は、共同代表を補佐する。
- 5 監事は、コンソーシアムの決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(所管事項)

第8条 運営協議会は、コンソーシアムの運営に関する次の事項を所管する。

- (1) 事業計画及び予算、決算に関すること。
- (2) 本規約の改廃に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) その他運営に関する重要事項についての検討に関すること。

(議事)

第9条 運営協議会は、委員の全員の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 都合により委員が出席できない場合は、代理者の出席を認め、議決に加わることができるものとする。
- 3 共同代表が必要と認めたときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議決)

第10条 運営協議会の議事は、出席委員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(賛助団体)

第11条 コンソーシアムの目的に賛同し、共同代表が承認した企業・NPO法人等を賛助団体とすることができる。

- 2 賛助団体は、コンソーシアムの運営や事業の企画・実施に対し、支援・協力する。
- 3 賛助団体には、コンソーシアムの運営や事業に関する情報提供を行う。

第3章 委員会

(委員会の設置)

第12条 コンソーシアムに各事業の企画、運営を所管する委員会を設置できる。

- 2 委員は、参加団体の長が推薦する者をもって充てる。
- 3 委員長、副委員長は、共同代表が指名する。

4 その他委員会の運営については、共同代表が要綱で定める。

第4章 事務局

(事務局の設置)

第13条 コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、島根大学に置く。

第5章 会計

(会計年度)

第14条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営財源)

第15条 コンソーシアムの運営財源は、参加団体が負担する負担金、賛助会費その他収入をもって充てる。

第6章 雑則

(委任規程)

第16条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、参加団体と協議の上、共同代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日一部改正)

1 この規約は、令和2年10月30日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日一部改正)

1 この規約は、令和6年3月22日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日一部改正)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	参加団体名
高等教育機関	島根大学
	島根県立大学
経済団体	島根県商工会議所連合会
	島根県商工会連合会
	島根県中小企業団体中央会
	島根県経営者協会
	島根経済同友会
	島根県中小企業家同友会
その他団体	ふるさと島根定住財団
行政機関	島根県
	島根県教育委員会